

✈ 令和8年度秋田空港冬季旅行商品造成支援事業

事業の概要

秋田空港利用促進協議会

秋田空港の冬季利用促進を図るため、同空港を利用する旅行商品を造成する旅行会社に対して、送客実績に応じ、予算の範囲内で支援します(※)。また、活発な商品造成を支援するため、ツアーが催行中止になった場合においても、条件を満たす場合は広告費の支援を行います。

※修学旅行やスポーツ／文化大会への参加を目的とする旅行は対象外です

支援内容及び対象		要件	交付額									
秋田県内に宿泊する旅行商品	①冬季旅行商品 (秋田イン) 企画・プロモーション支援	(1)秋田空港の定期路線を片道以上利用すること (2)複数回(2回以上)催行すること (3)令和8年11月～令和9年2月に催行すること (4)令和9年2月末日までに実績を確認できること (5)県内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること	○羽田線 ○伊丹線	<table><tr><th>催行人数</th><th>交付額</th></tr><tr><td>20～49人</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>50～99人</td><td>200,000円</td></tr><tr><td>100人以上</td><td>300,000円</td></tr></table>	催行人数	交付額	20～49人	100,000円	50～99人	200,000円	100人以上	300,000円
	催行人数	交付額										
	20～49人	100,000円										
50～99人	200,000円											
100人以上	300,000円											
	【①への加算】	上記①の商品について、航空機の乗継を行程に含む場合	一律5万円									
	②秋田内陸縦貫鉄道／由利高原鉄道車両貸切に対する支援	上記①の旅行商品に係る貸切料金であること	貸切料金の1／2に相当する額 (5万円上限)									
秋田空港を出発する商品	③冬季旅行商品 (秋田アウト) 企画・プロモーション支援	①の要件(1)～(4)までと同じ 秋田県から他県に送客するもの	一律10万円 羽田・伊丹線は20人以上 中部・丘珠・新千歳線は10人以上送客すること									
冬季催行中止時の 広告費支援	冬季旅行商品の 広告費支援 (①又は③に申請した旅行商品が、催行中止となった場合)	(1)当該旅行商品が催行中止(送客実績が0人)となっていること (2)自社媒体(HP、パンフレット等)以外の外部媒体による広告を利用していること (3)当該旅行商品に係る広告経費の支払実績を確認できること(媒体社発行の明細書や広告欄面積按分表等)	次の(ア)(イ)(ウ)のうち最も低い額とする。 ・広告宣伝費の実費(税抜き)の1/2に相当する額 ・①又は③の交付承認額の1/2に相当する額※ ・10万円									

手続き	旅行会社(事業者)	事務局
①申請	申請書の提出(様式第1号+行程表)	事業承認通知(様式第2号)
②実績報告	実績報告(様式第3号)又は広告費支援申請(様式第3号の2)+催行を証する書類等の提出	交付額の確定通知(様式第4号)
③請求	請求書の提出(様式第5号)	交付金の振込

お問い合わせ
申請先

秋田県観光文化スポーツ部 交通政策課

〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎6階

TEL: 018-860-1282 FAX: 018-860-3880 Mail: koutsuuseisakuka@pref.akita.lg.jp

秋田空港旅行商品造成支援事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、秋田空港を発着する航空路線を利用する旅行商品を企画・販売する事業者に対して交付金を交付することにより、当該旅行商品の造成を促し、秋田空港の利用促進を図ることを目的とする。

（事業の対象者）

第2条 対象とする事業者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に定める登録を受けた者とし、日本国外の事業者にあつては、現地関係法令等に定める登録を受けた者とする。

（事業の内容）

第3条 事業の内容は別表1及び別表2のとおりとし、予算の範囲内において実施する。

（申請書の提出）

第4条 交付金の交付を受けようとする事業者は、旅行催行前に秋田空港旅行商品造成支援事業承認申請書（様式第1号）を秋田空港利用促進協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

（事業の承認）

第5条 会長は、前条の提出を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、対象事業として認めたときは、秋田空港旅行商品造成支援事業承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。
ただし、計画どおりに事業が実施されない場合には、承認を取り消すことができるものとする。

（変更又は中止の承認）

第6条 前条の規定により承認を受けた事業者（以下「実施事業者」という。）は、事業の内容について変更又は中止をしようとするときは、会長の承認を得るものとする。

(実績報告)

第7条 実施事業者は、事業が完了したときは、秋田空港旅行商品造成支援事業実績報告書（催行があった場合は様式第3号、催行中止に伴い広告宣伝費への支援を受けようとする場合は様式第3号の2）に別表3に定める実績を証明する書類を添えて、速やかに会長に提出するものとする。

(実績の確認及び金額の確定等)

第8条 会長は、前条の実績報告の提出を受けたときは、秋田県の協力を得ながら速やかに事業実績の確認を行い、実績を確認したときは、交付額を確定し、秋田空港旅行商品造成支援事業交付額確定通知書（様式第4号）により実施事業者へ通知するものとする。

(交付金の支払)

第9条 実施事業者は、前条の通知を受けたときは、交付金請求書（様式第5号）を会長に提出するものとする。

2 会長は、実施事業者から前項の交付金請求書を受領したときは、速やかに当該金額を支払うものとする。

(他の事業との併用の禁止)

第10条 秋田県又は秋田県内の市町村若しくは団体が行う他の事業から既に支援等を受けている部分については、事業の対象外とする。

(事業の経理等)

第11条 実施事業者は、事業に係る経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理のもと5年間保存するものとする。

(取り消し及び返還)

第12条 会長は、実施事業者が、この要綱に違反したとき又は事業承認申請書等に虚偽の記載をしたときは、対象事業の承認を取り消し、既に支出した金額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年8月1日から施行し、令和2年4月1日に遡及して適用する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年7月24日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）秋田県内に宿泊する旅行商品

内容	要件	交付額																		
① 冬季旅行商品企画・プロモーション支援	次の条件をいずれも満たす旅行商品であること。 ・秋田空港発着の定期路線を片道以上利用すること ・複数回催行すること（異なる出発日で計2回以上の催行実績） ・秋田県内の宿泊施設に1泊以上すること ・当該年度に旅行商品の企画及び募集を行い、11月1日から2月末日までの期間に催行を完了すること （旅行業法第2条第1項第1号に掲げる行為により実施する旅行。ただし、修学旅行や旅行の主たる目的がスポーツ・芸術活動等の大会等参加に係る企画旅行を除く。） ・当該年度の2月末日までに催行実績が確認できること	利用する航空路線及び催行人数に応じて、下表の交付額欄に定める額とする。催行人数は、全催行回の参加者を合計した人数とする。 （加算要件） ・航空乗継を含む旅行商品である場合は、下表の交付額に5万円を加算する。 ・羽田線又は伊丹線を利用する商品 <table><tr><th>催行人数</th><th>交付額</th></tr><tr><td>20人～49人</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>50人～99人</td><td>200,000円</td></tr><tr><td>100人以上</td><td>300,000円</td></tr></table> ・中部線、札幌線（新千歳線・丘珠線）を利用する商品 <table><tr><th>催行人数</th><th>交付額</th></tr><tr><td>10人～19人</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>20人～49人</td><td>200,000円</td></tr><tr><td>50人～99人</td><td>300,000円</td></tr><tr><td>100人以上</td><td>400,000円</td></tr></table>	催行人数	交付額	20人～49人	100,000円	50人～99人	200,000円	100人以上	300,000円	催行人数	交付額	10人～19人	100,000円	20人～49人	200,000円	50人～99人	300,000円	100人以上	400,000円
催行人数	交付額																			
20人～49人	100,000円																			
50人～99人	200,000円																			
100人以上	300,000円																			
催行人数	交付額																			
10人～19人	100,000円																			
20人～49人	200,000円																			
50人～99人	300,000円																			
100人以上	400,000円																			

②秋田内陸縦貫鉄道又は由利高原鉄道車両貸切利用に対する支援	次の条件をいずれも満たすこと。 ・①の商品に係る貸切利用料金であること ・秋田内陸縦貫鉄道又は由利高原鉄道を貸切利用すること ・対象経費の実績について、運行事業者が発行する書類等により確認できること	・借上料（税抜き）の1／2に相当する額とし、5万円を上限とする。
③催行中止時の広告費支援	次の条件をいずれも満たすこと。 ・①の対象として承認され、かつ11月1日から2月末日までの期間に催行を予定していた商品のプロモーションに要した広告費用であること ・当該旅行商品が催行中止（送客実績が0人）となっていること ・自社媒体（自社HP、自社パンフレット等）以外の外部媒体（新聞、チラシ等、別法人が制作する媒体）による広告を利用していること ・対象経費の支払実績を証する書類を確認できること。他の広告経費と一括して支払われている場合は、当該旅行商品分の積算根拠が判別できる資料（媒体社発行の明細書、面積按分表等）を提出できること	・次の（ア）（イ）（ウ）のいずれか低い額とする。 （ア） 広告宣伝費の実費（税抜き）の1／2 （イ） ①又は②における承認額の1／2 （ウ） 10万円

別表 2（第 3 条関係）秋田空港を出発し他県を旅行する商品

内容	要件	交付額				
① 冬季旅行商品企画・プロモーション支援	次の条件をいずれも満たす旅行商品であること。 ・秋田空港発着の定期路線を利用すること ・複数回催行すること ・当該年度の11月 1 日から 2 月末日までに旅程を完結すること ・当該年度の 2 月末日までに催行実績が確認できること	下表に定める額とする。催行人数は、全催行回の参加者を合計した人数とする。 <table><tr><td>催行人数</td><td>交付額</td></tr><tr><td>10人以上</td><td>100, 000円</td></tr></table>	催行人数	交付額	10人以上	100, 000円
催行人数	交付額					
10人以上	100, 000円					
② 催行中止時の広告費支援	次の条件をいずれも満たすこと。 ・①の対象として承認され、かつ11月 1 日から 2 月末日までの期間に催行を予定していた商品のプロモーションに要した広告費用であること ・当該旅行商品が催行中止（送客実績が 0 人）となっていること ・自社媒体（自社HP、自社パンフレット等）以外の外部媒体（新聞、チラシ等、別法人が制作する媒体）による広告を利用していること ・対象経費の支払実績を証する書類を確認できること。他の広告経費と一括して支払われている場合は、当該旅行商品分の積算根拠が判別できる資料（媒体社発行の明細書、面積按分表等）を提出できること	・次の（ア）（イ）のいずれか低い額とする。 （ア）広告宣伝費の実費（税抜き）の 1 / 2 （イ）①における承認額の 1 / 2				

1) 別表 1 及び別表 2 に定める日本国外の事業者への交付額については、円建て交付額とするが、事業者が指定する振込先口座が海外の金融機関の場合は、交付金を送金する時点における現地通貨の為替レートを用いて算出する。

別表 3（第 7 条関係）実績報告書（様式第 3 号及び様式第 3 号の 2）に添付する書類一覧

交付金の種類	添付書類	備考
① 冬季旅行商品 企画・プロモーション支援 ・秋田県内に宿泊する旅行商品 ・秋田空港を出発し他県を旅行する商品	・航空路線の利用を証明する書類 (航空会社が発行する搭乗証明書の写し等) ・広告紙面等の写し 【秋田県内に宿泊する旅行商品の場合】 ・宿泊を証する書類 (宿泊施設が発行する宿泊証明書等)	・催行日と送客人数を証明できること。 予約確認書は不可とする ・宿泊日と宿泊人数を証明できること。 予約確認書は不可とする。 ・なお、交付額決定に際し、ツアーガイドの人数は実績には含めないので留意すること。
② 秋田内陸縦貫鉄道又は由利高原鉄道車両貸切利用に対する支援	・借上料の請求額が分かる書類 (運行引受書の写し又は領収書の写し)	・車両台数、借上料、利用日を証明できること。
③ 催行中止時の広告費支援【冬季旅行商品】	・対象経費の支払実績を証する書類 ・広告紙面等の写し (媒体社発行の明細書又は領収書の写し)	・混載広告の場合は、本事業対象分の金額を明示した内訳書又は面積按分表等を必須とする。

✈ 令和8年度大館能代空港旅行商品造成支援事業

事業の概要

大館能代空港利用促進協議会

大館能代空港の利用促進を図るため、同空港を利用する旅行商品を造成する旅行会社に対して、送客実績に応じ、予算の範囲内で支援します(※)。また、活発な商品造成を支援するため、ツアーが催行中止になった場合においても、条件を満たす場合は広告費の支援を行います。

※修学旅行やスポーツ／文化大会への参加を目的とする旅行は対象外です

支援内容及び対象		要件	交付額																		
秋田県内又は大館能代空港利用促進協議会 会員の宿泊施設に宿泊する商品	① 冬季旅行 商品 企画・プロモーション 支援	(1)年度内に商品を企画し、 令和8年11月～令和9年2月末日 に催行すること (2)大館能代空港を発着する定期路線又はチャーター便を片道以上利用すること (3)令和9年2月末日までに実績を確認できること (4)県内の宿泊施設または大館能代空港利用促進協議会企業会員の宿泊施設に1泊以上すること	片道利用・・・交付額A 往復利用・・・交付額B <table><tr><th>催行人数</th><th>交付額A</th><th>交付額B</th></tr><tr><td>10～19人</td><td>50,000円</td><td>75,000円</td></tr><tr><td>20～29人</td><td>75,000円</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>30～49人</td><td>100,000円</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>50～99人</td><td>150,000円</td><td>200,000円</td></tr><tr><td>100人以上</td><td>200,000円</td><td>300,000円</td></tr></table>	催行人数	交付額A	交付額B	10～19人	50,000円	75,000円	20～29人	75,000円	100,000円	30～49人	100,000円	150,000円	50～99人	150,000円	200,000円	100人以上	200,000円	300,000円
	催行人数	交付額A	交付額B																		
	10～19人	50,000円	75,000円																		
	20～29人	75,000円	100,000円																		
	30～49人	100,000円	150,000円																		
50～99人	150,000円	200,000円																			
100人以上	200,000円	300,000円																			
② 乗継旅行 商品 企画・プロモーション 支援	(1)年度内に企画し、令和9年2月末日までに催行すること(夏～秋季も対象)。要件(2)～(4)については①と同様	①と同様 片道利用・・・交付額A 往復利用・・・交付額B ただし、航空乗継を含むこと																			
③ 研修又は視察等 を 目的とする企画旅行 造成支援	(1)年度内に企画し、令和9年2月末日までに催行すること(夏～秋季も対象)。要件(2)～(4)については①と同様	<table><tr><th>催行人数</th><th>交付額</th></tr><tr><td>5～9人</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>10～19人</td><td>75,000円</td></tr><tr><td>20人以上</td><td>100,000円</td></tr></table>	催行人数	交付額	5～9人	50,000円	10～19人	75,000円	20人以上	100,000円											
催行人数	交付額																				
5～9人	50,000円																				
10～19人	75,000円																				
20人以上	100,000円																				
④バス又は 乗合タクシー 借上料への支援	①～③の旅行商品について、県内事業者の車両を借り上げること。	バス又は乗合タクシー 1台につき借上料の1／2を交付 (1台あたり上限4万円)																			
⑤秋田内陸縦貫鉄道／由利高原鉄道車両貸切に対する支援	①～③の旅行商品に係る貸切料金であること	貸切料金の1／2に相当する額 (上限5万円)																			
冬季催行中止時の 広告費支援	冬季旅行商品の 広告費支援 (①～③に申請した11～2月旅行商品が 催行中止 となった場合)	(1)当該旅行商品が催行中止(送客実績が0人)となっていること (2)自社媒体(HP、パンフレット等)以外の外部媒体による広告を利用していること (3)当該旅行商品に係る広告経費の支払実績を確認できること(媒体社発行の明細書や広告欄面積按分表等)。 次の(ア)(イ)(ウ)のうち最も低い額とする。 ・広告宣伝費の実費(税抜き)の1/2に相当する額 ・①～③の交付承認額の1/2に相当する額※ ・10万円																			
手続き	旅行会社(事業者)	事務局																			
①申請	申請書の提出(様式第1号+行程表)	事業承認通知(様式第2号)																			
②実績報告	実績報告(様式第3号)又は広告費支援申請(様式第3号の2)+催行を証する書類等の提出	交付額の確定通知(様式第4号)																			
③請求	請求書の提出(様式第5号)	交付金の振込																			

お問い合わせ
申請先

秋田県観光文化スポーツ部 交通政策課

〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎1階

TEL: 018-860-1282 FAX: 018-860-3880 Mail: koutsuuseisakuka@pref.akita.lg.jp

大館能代空港旅行商品造成支援事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、大館能代空港を発着する航空路線を利用する旅行商品を企画・販売する事業者に対して交付金を交付することにより、当該旅行商品の造成を促し、大館能代空港の利用促進を図ることを目的とする。

（事業の対象者）

第2条 対象とする事業者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に定める登録を受けた者とし、日本国外の事業者にあつては、現地関係法令等に定める登録を受けた者とする。

（事業の内容）

第3条 事業の内容は別表1のとおりとし、予算の範囲内において実施する。

（申請書の提出）

第4条 交付金の交付を受けようとする事業者は、大館能代空港旅行商品造成支援事業承認申請書（様式第1号）を大館能代空港利用促進協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

（事業の承認）

第5条 会長は、前条の提出を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、対象事業として認めたときは、大館能代空港旅行商品造成支援事業承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、計画どおりに事業が実施されない場合には、承認を取り消すことができるものとする。

（変更又は中止の承認）

第6条 前条の規定により承認を受けた事業者（以下「実施事業者」という。）は、事業の内容について変更又は中止をしようとするときは、会長の承認を得るものとする。

（実績報告）

第7条 実施事業者は、事業が完了したときは、大館能代空港旅行商品造成支援事業実績報告書（催行があつた場合は様式第3号、催行中止に伴い広告宣伝費への支援を受けようとする場合は様式第

3号の2)に別表2に定める実績を証明する書類を添えて、速やかに会長に提出するものとする。

(実績の確認及び金額の確定等)

第8条 会長は、前条の実績報告の提出を受けたときは、秋田県の協力を得ながら速やかに事業実績の確認を行い、実績を確認したときは、交付額を確定し、大館能代空港旅行商品造成支援事業交付額確定通知書(様式第4号)により実施事業者へ通知するものとする。

(交付金の支払)

第9条 実施事業者は、前条の通知を受けたときは、交付金請求書(様式第5号)を会長に提出するものとする。

2 会長は、実施事業者から前項の交付金請求書を受領したときは、速やかに当該金額を支払うものとする。

(他の事業との併用の禁止)

第10条 秋田県や秋田県内の市町村及び団体が行う他の事業から既に支援等を受けている部分については、事業の対象外とする。

(事業の経理等)

第11条 実施事業者は、事業に係る経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理のもと5年間保存するものとする。

(取り消し及び返還)

第12条 会長は、実施事業者が、この要綱に違反したとき又は事業承認申請書等に虚偽の記載をしたときは、対象事業の承認を取り消し、既に支出した金額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

この要綱は、令和４年９月１日から施行する。

この要綱は、令和５年１月１日から施行する。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

この要綱は、令和８年６月１日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）秋田県内又は大館能代空港利用促進協議会企業会員の宿泊施設に宿泊する

旅行商品

内容	要件	交付額		
① 冬季旅行商品 企画・プロモーション支援	次の条件をいずれも満たすこと。 ・大館能代空港発着の定期路線又は国内チャーター便を片道以上利用すること ・秋田県内の宿泊施設又は大館能代空港利用促進協議会企業会員の宿泊施設に 1 泊以上すること ・当該年度に旅行商品の企画及び募集を行い、11月 1 日から 2 月末日までの期間に催行を完了すること（旅行業法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる行為により実施する旅行。ただし、修学旅行や旅行の主たる目的がスポーツ・芸術活動等の大会等参加に係る企画旅行を除く。） ・当該年度の 2 月末日までに催行実績が確認できること	下表の交付額 A 欄に定める額とする。 ただし、大館能代空港を往復利用する場合は、交付額 B 欄に定める額とする。		
		催行人数	交付額 A	交付額 B
		10 人～19 人	50, 000 円	75, 000 円
		20 人～29 人	75, 000 円	100, 000 円
		30 人～49 人	100, 000 円	150, 000 円
		50 人～99 人	150, 000 円	200, 000 円
		100 人以上	200, 000 円	300, 000 円
② 乗継旅行商品 企画・プロモーション支援 【通年】	次の条件をいずれも満たすこと。 ・大館能代空港発着の定期路線を片道以上利用し、かつ、羽田空港を経由した乗継便を利用すること ・秋田県内の宿泊施設又は大館能代空港利用促進協議会企業会員の宿泊施設に 1 泊以上すること ・当該年度に旅行商品の企画及び募集を行い、2 月末日までに催行を完了すること（旅行業法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる行為により実施する旅行。ただし、修学旅行や旅行の主たる目的がスポーツ・芸術活動等の大会等参加に係る企画旅行を除く。） ・当該年度の 2 月末日までに催行実績が確認できること	下表の交付額 A 欄に定める額とする。 ただし、大館能代空港を往復利用する場合は、交付額 B 欄に定める額とする。		
		催行人数	交付額 A	交付額 B
		10 人～19 人	50, 000 円	75, 000 円
		20 人～29 人	75, 000 円	100, 000 円
		30 人～49 人	100, 000 円	150, 000 円
		50 人～99 人	150, 000 円	200, 000 円
		100 人以上	200, 000 円	300, 000 円

③ 研修及び視察を目的とする企画旅行造成支援 【通年】	次の条件をいずれも満たすこと。 ・大館能代空港発着の定期路線を片道以上利用すること ・当該年度に旅行商品の企画及び募集を行い、2月末日までに催行を完了すること ・旅行業法第2条第1項第1号に掲げる行為により実施する旅行であり、かつ、法人その他の団体等により構成される、研修、合宿等の目的を伴う企画旅行であること。ただし、修学旅行や旅行の主たる目的がスポーツ・芸術活動等の大会等参加に係る企画旅行は対象外とする。 ・秋田県内の宿泊施設又は大館能代空港利用促進協議会企業会員の宿泊施設に1泊以上すること ・当該年度の2月末日までに催行実績が確認できること	下表に定める交付額とする。 <table><tr><th>催行人数</th><th>交付額</th></tr><tr><td>5人～9人</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>10～19人</td><td>75,000円</td></tr><tr><td>20人以上</td><td>100,000円</td></tr></table>	催行人数	交付額	5人～9人	50,000円	10～19人	75,000円	20人以上	100,000円
催行人数	交付額									
5人～9人	50,000円									
10～19人	75,000円									
20人以上	100,000円									
④ 貸切バス、乗合タクシー借上料への支援	次の条件をいずれも満たすこと。 ・①又は②の商品に係る貸切バス又は乗合タクシー等の借上料であること ・秋田県内に主たる事業所がある事業者が運行する車両を借り上げること（ただし、空港から宿泊施設までの送迎のみを行う場合は、県外事業者も対象とする） ・対象経費の実績について、運行事業者が発行する書類等により確認できること	・借上料（税抜き）の1／2に相当する額とし、1台につき4万円を上限とする。								

⑤ 秋田内陸縦貫鉄道又は由利高原鉄道車両貸切利用に対する支援	次の条件をいずれも満たすこと。 ・①又は②の商品に係る貸切利用料金であること ・秋田内陸縦貫鉄道又は由利高原鉄道を貸切利用すること ・対象経費の実績について、運行事業者が発行する書類等により確認できること	・借上料（税抜き）の1／2に相当する額とし、5万円を上限とする。
⑥ 催行中止時の広告費支援 【冬季】	次の条件をいずれも満たすこと。 ・①又は②の対象として承認され、かつ11月1日から2月末日までの期間に催行を予定していた商品のプロモーションに要した広告費用であること ・当該旅行商品が催行中止（送客実績が0人）となっていること ・自社媒体（自社HP、自社パンフレット等）以外の外部媒体（新聞、チラシ等、別法人が制作する媒体）による広告を利用していること ・対象経費の支払実績を証する書類を確認できること。他の広告経費と一括して支払われている場合は、当該旅行商品分の積算根拠が判別できる資料（媒体社発行の明細書、面積按分表等）を提出できること	・次の（ア）（イ）（ウ）のいずれか低い額とする。 （ア） 広告宣伝費の実費（税抜き）の1／2 （イ） ①又は②における承認額の1／2 （ウ） 10万円

- 1) 交付額について1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。
- 2) 日本国外の事業者への交付額については、円建て交付額とするが、事業者が指定する振込先口座が海外の金融機関の場合は、交付金を送金する時点における現地通貨の為替レートを用いて算出する。
- 3) 大館能代空港利用促進協議会企業会員の宿泊施設であって、秋田県内にないものは、「ANAインターコンチネンタル安比高原リゾート」、「ANAクラウンプラザリゾート安比高原」、「ANAホリデイ・インリゾート安比高原」の3施設をいう。

別表２（第７条関係）実績報告書（様式第３号及び様式第３号の２）に添付する書類一覧

交付金の種類	添付書類	備考
① 冬季旅行商品 企画・プロモーション支援 及び ② 乗継旅行商品 企画・プロモーション支援	・ 航空路線の利用を証明する書類 （航空会社が発行する搭乗証明書の写し等） ・ 宿泊を証する書類 （宿泊施設が発行する宿泊証明書等） ・ 広告紙面等の写し	・ 催行日と送客人数を証明できること。 予約確認書は不可とする ・ 宿泊日と宿泊人数を証明できること。 予約確認書は不可とする。 ・ なお、交付額決定に際し、ツアーガイドの人数は実績には含めないので留意すること。
③ 研修及び視察 を目的とする 企画旅行造成 支援 【通年】	・ 航空路線の利用を証明する書類 （航空会社が発行する搭乗証明書の写し等） ・ 宿泊を証する書類 （宿泊施設が発行する宿泊証明書等） ・ 最終行程表及びパンフレット等、研修概要 及び視察先が明記された資料	・ 催行日と送客人数を証明できること。 予約確認書は不可とする ・ 宿泊日と宿泊人数を証明できること。 予約確認書は不可とする。 ・ なお、交付額決定に際し、ツアーガイドの人数は実績には含めないので留意すること。
④ 貸切バス、乗合 タクシー借上料 への支援 及び ⑤ 秋田内陸縦貫 鉄道又は由利 高原鉄道車両 貸切利用に対 する支援	・ 借上料の請求額が分かる書類 （運行引受書の写し又は領収書の写し）	・ 車両台数、借上料、利用日を証明できること。
⑥ 催行中止時の 広告費支援 【冬季旅行商品】	・ 対象経費の支払実績を証する書類 ・ 広告紙面等の写し （媒体社発行の明細書又は領収書の写し）	・ 混載広告の場合は、本事業対象分の金額を明示した内訳書又は面積按分表等を必須とする。

初夏の新緑、冬の雪景色を貸切バスで楽しもう！

旅行事業者
の皆様へ

秋田の旬をもっと
お得に！

秋田県 観光バス利用促進事業

貸切料金が
最大
半額

1日1台につき上限50,000円



秋田の旅は バスがいい！



昨年より
対象期間が
増えました！

第1弾

対象期間

2026 5/11~
2026 7/31

第2弾

対象期間

2026 11/1~
2027 2/28

※予算の上限額に達し次第終了となりますのでお早めにお申し込みください。

通年誘客に向けた観光バス利用促進事業補助金

旅行事業者
の皆様へ

県内バス会社の貸切バスを利用する際に料金・運賃の
1/2(1日1台につき上限50,000円)を助成。

Q. 対象のバスは？

A. 秋田県内を営業区域として一般貸切旅客自動車運送事業を営営するため道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受けた事業所のバスです。

Q. 事業期間は？

A. 第1弾が2026年5月11日から7月31日まで、第2弾が2026年11月1日から2027年2月28日までです。

※予算の上限額に達し次第終了となりますのでお早めにお申し込みください。

Q. 対象となる貸切バスは？

A. 旅行事業者が商品造成した貸切バスのうち以下のいずれかに該当するものを対象とします。

- (1) 県内の観光地・観光施設を周遊するもの
- (2) 県外から県内の観光地・観光施設を目的地とするもの
- (3) 県内の宿泊施設から県内の観光地・観光施設を周遊し県外へ運行するもの
- (4) 県外の教育機関が行う修学旅行で、かつ(1)または(2)を満たすもの
- (5) 県外の教育機関が行う課外活動や部活動（大会等による遠征）で、かつ(1)または(2)を満たすもの

Q. 宿泊と日帰りどちらも利用できますか？

A. どちらも可能です。

※2日間以上の行程で条件を満たす場合は、各日とも上限5万円を助成します。

※2日間以上の行程で1日のみ条件を満たす場合、1日のみ上限5万円で助成します。

Q. 事業対象となる観光地・観光施設等は？

A. 例として以下の施設です。

- ・文化施設（博物館、美術館、水族館、植物園、動物園、資料館 等）
- ・歴史施設（遺跡、名所・旧跡、城郭、神社仏閣、歴史的建造物 等）
- ・娯楽施設（遊園地、観光農園、牧場、スキー場、屋内プール、郷土芸能 等）
- ・その他（祭りやイベント等の催し）

※ご不明な点は秋田県観光戦略課までお問い合わせください。

[お問い合わせ先] **秋田県観光戦略課** Tel. 018-860-2261

「通年誘客に向けた観光バス利用促進事業」運用の手引き

1. 対象期間

第1弾 令和8年5月11日から令和8年7月31日

第2弾 令和8年11月1日から令和9年2月28日

2. 対象となるバス（車両の規定）

秋田県内を営業区域として一般貸切旅客自動車運送事業を經營するため道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受けた事業所のバスとします。

※ ただし、ジャンボタクシー、特定旅客事業者運送事業の車両は対象外となります。

3. 対象となる貸切バスの運行

旅行事業者が商品造成した貸切バスのうち以下のいずれかに該当するものを対象とする。

- （1）県内の観光地・観光施設を周遊するもの
- （2）県外から県内の観光地・観光施設を目的地とするもの
- （3）県内の宿泊施設から県内の観光地・観光施設を周遊し県外へ運行するもの
- （4）県外の教育機関が行う修学旅行で、かつ（1）または（2）を満たすもの
- （5）県外の教育機関が行う課外活動や部活動（大会等による遠征）で、かつ（1）または（2）を満たすもの

※ただし、以下の場合の対象外となります。

- ・行程が「空港・駅等からホテルへ移動」「トイレ休憩のための立ち寄り」のみの場合
- ・県内の教育機関が行う（4）・（5）の「修学旅行」「課外活動や部活動」
- ・県内外ともに自治体主催の事業に関する旅行
- ・企業の視察や研修、商談を目的とした訪問（視察等前後に観光地を巡る場合は、当該日は対象）
- ・スポーツ合宿や大会参加を目的とした場合（大会前後に観光地を巡る場合は、当該日は対象）

4. 各バス事業者に配分された助成金枠の他者への譲渡

事業者同士が同意していれば他者への譲渡は可能です。その際はバス協会に届け出を行ってください。

5. 対象となる行程の考え方

- （1）周遊の定義

2箇所以上の観光地・施設の訪問。

- （2）宿泊の扱い

本事業は1日ごとの運行内容に対して助成を行います。宿泊施設については、チェックイン日若しくはチェックアウト日いずれかで1箇所としてカウントします。

※2日間の行程で両日とも条件を満たす場合は、1日目で上限5万円、2日目で上限5万円を助成します。

6. 対象となる「観光地・観光施設」の定義

観光・学習・体験・購買等の目的で訪問する次の施設を対象とします。

区 分	対象となる例
文化施設	博物館、美術館、水族館、植物園、動物園、資料館、公園・庭園 等
歴史施設	遺跡、名所・旧跡、城郭、神社仏閣、歴史的建造物、町並 等
娯楽施設	遊園地、観光農園、牧場、スキー場、屋内プール、郷土芸能、展望塔 等
道の駅	体験、日帰り入浴、食事、買い物、展望台利用 等
温泉施設	日帰り入浴利用
宿泊施設	チェックイン日若しくはチェックアウト日いずれかで1箇所としてカウント
そ の 他	祭りやイベント等の催し、展示・PR コーナーが併設された公共施設

(カテゴリー区分は(一社)日本観光施設協会HPを参考)

7. その他

行程パターン(例) ★2箇所以上(=周遊)が対象となります。

(1) 対象(例) ○

① 県内周遊

例1：田沢湖駅(観光情報センター)★—(バス)—御座石神社★—(バス)—県内宿★
→ 2箇所以上の観光施設を訪問及び県内宿泊施設を利用している行程

例2：秋田駅(お土産購入)★—(バス)—セリオン★—大森山動物園★—秋田駅
→ 県内発着で2箇所以上の施設を訪問している行程

例3：1日目 秋田駅—(バス)—道の駅おが★—(バス)—県内宿★
2日目 県内宿—(バス)—なまはげ館★—(バス)—秋田駅
→ 1日目が観光施設訪問及び県内宿泊施設を利用している行程

※ 1日目に宿泊施設のチェックインを1箇所とカウントしている。そのため、2日目は宿泊施設のチェックアウトをカウントしないため、訪問箇所が1箇所となり対象外

例4：1日目 秋田空港—(バス)—なまはげ館★—(バス)—水族館 GAO★—(バス)—県内宿
2日目 県内宿★—(バス)—入道崎★—(バス)—秋田空港
→ 1日目に観光施設を2箇所訪問し、2日目に県内宿泊施設を利用及び観光施設を1箇所訪問している行程(両日とも対象)

② 県外からの県内周遊

例：山形県—(バス)—道の駅岩城「港の湯」(入浴)★—(バス)—県内宿★
→ 県外から来県し、観光施設を訪問及び県内宿泊施設を利用している行程

③ 宿泊と県内周遊から県外

例 : 1 日目 秋田駅－（バス）－道の駅おが★－（バス）－県内宿

2 日目 県内宿★－（バス）－道の駅ふたつ★－（バス）－青森県

→ 宿泊翌日に観光施設を訪問している行程

※ 2 日目に宿泊施設のチェックアウトを 1 箇所とカウントしている。そのため、1 日目は宿泊施設のチェックインをカウントしないため、訪問箇所が 1 箇所となり対象外

④ 県外の教育機関が行う課外活動

例 : 東京駅－（新幹線）－田沢湖駅－（バス）－たつこ像★－（バス）－県内宿★

→ 県外校による利用で、観光施設を訪問及び県内宿泊施設を利用している行程

(2) 対象外 (例) ×

例 1 : 空港・駅（乗降のみ）－（バス）－県内宿（直行送迎のみ）★

→ 観光施設への 2 箇所以上の訪問がない行程

例 2 : 県内宿★－（バス）－大会会場（田沢湖スキー場）－（バス）－田沢湖駅－
（新幹線）－東京駅

→ スポーツ大会参加のみの行程

通年誘客に向けた観光バス利用促進事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 通年誘客に向けた観光バス利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）及び秋田県観光文化スポーツ部誘客推進課関係補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 県内への団体旅行に係る貸切バスの料金の一部を助成する事業に要する経費を補助することにより、物価高騰等により厳しい経営環境にある県内バス事業者を支援する。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金交付対象者は、公益社団法人秋田県バス協会（以下「バス協会」という）とする。

2 バス協会は、県からの補助金を原資として、県内の貸切バス事業者（以下「バス事業者」という）に対し、次条に定める運行に係る費用の助成を行うものとする。

(助成対象事業等)

第4条 助成の対象となる運行は、旅行事業者が主催する県内の貸切バスを利用した旅行のうち、別に定める秋田県内の観光施設を2箇所以上周遊するものとする。

(助成額及び限度額)

第5条 バス協会が事業者に助成する額は、バス1台1日あたり、貸切バスの運行費用2分の1以内とし、50,000円を上限とする。

(交付申請及び交付決定)

第6条 バス協会は、補助金の交付を受けようとするときは、事業実施計画書（要綱様式第2号）及び収支予算書（要綱様式第3号）を添付のうえ、補助金交付申請書（要綱様式第1号）により申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定（要綱様式第7号）し、バス協会に通知する。

(概算払)

第7条 バス協会は、交付決定額を限度として、補助金等概算払請求書（要綱様式第12号）により概算払いを請求することができる。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第8条 バス協会は、当該補助金の交付決定後、事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、交付条件等変更承認申請書（要綱様式第4号）により、事業を中止又は廃止しようとするときは、補助事業中止（廃止）承認申請書（要綱様式第5号）に必要書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告及び額の確定等)

第9条 バス協会は、事業完了後、速やかに補助事業実績報告書（要綱様式第10号）及び収支精算書（要綱様式第11号）を提出しなければならない。

2 知事は、実績報告書を審査し、適当と認めた場合は交付すべき補助金の額を確定する。

3 バス協会は、本事業に係る証拠書類を事業完了年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

4 知事は、必要があると認めるときは、バス協会又はバス事業者に対し、運行記録等の関係書類の提出を求め、又は現地調査を行うことができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要領は、令和8年3月2日から施行する。